

おもてなし広場設置条例など

競輪事業監査5回目提案

きょう8日は一般質問

弥彦村12月定例会

～1日目～
12月7日



提案説明を行う小林村長

午前十時開会。会期を十八日までの十二日間と決定。平成二十九年度一般会計補正予算、旧弥彦グラウンドホテル跡地の「おもてなし広場」に関する弥彦村交流広場設置条例の制定など十四件を一括上程し、提案説明を行った。十一時八分散会。散会後、全員協議会を開いた。きょう八日は本会議を開き、村政に対する一般質問を行った。

提出議案は二十九年度 務委託料四百五十万円、補正予算四件、条例関係 国民健康保険特別会計繰出金保険基金安定拠出金 九百六十四万五千円、おもとてなし広場裏の道路拡幅などの道路補修工事費 七百万円、藤見線の消雪 施設整備工事費五百万円 定額の三十九億九千八百一十六万六千円に歳入歳出それぞれ六千九百九十二万六千円を追加し、総額を四十億五千八百九十四万二千円とする。

競輪事業特別会計補正予算は今年度の開催終了に伴う精算的な補正で、既定の百二十八億六千万円から歳入歳出それぞれ七億二千五百万円を減額し、総額を百二十一億三千五百万円とする。

条例関係では、三月下旬にグラウンドオープンする「おもてなし広場」の管理などについて定めた弥彦村交流広場設置条例を制定する。

第一条では「都市生活者等との交流の促進並びに農業及び観光業の一体的な振興を目的として、地域の農産物、特産品の提供等を行う」とし、名称はこれまで通称だった「おもてなし広場」を正式名とした。

設置する施設は①農産物直売所一棟 ②フードコート一棟、③交流販売湯含む、④広場。促進施設三棟、⑤農産物加工施設一棟、⑥配送施設一棟、⑦かん木回廊足元、民間の活力が発揮されるよう民間団体等に施設を貸し付けることができる」とし、貸付料は「無償又は時価より低い価格」とした。

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は育児・介護休業法の一部改正に伴い、介護休業の対象家族の範囲などを改正。職員の育児休業等に関する条例の一部改正は臨時職員についても特別の事情がある場合、育児休暇の期間を満二歳まで延長する。

村税条例の一部改正は地方税制改正に伴い、控除対象配偶者を「同一生計配偶者」に改める。国民健康保険税条例の一部改正は、三十年度の

一般会計補正予算は既定の三十九億九千八百一十六万六千円に歳入歳出それぞれ六千九百九十二万六千円を追加し、総額を四十億五千八百九十四万二千円とする。

主な補正は、歳入では民生費国庫負担金二千九十万四千円、民生費県負担金一千二百九十七万一千円、競輪事業特別会計繰入金二千円など。

歳出では弥彦村経営改善(競輪事業等)調査業務のたびに提案、否決される。

昨年十二月から定例会物直売所一棟、②フード

コート一棟、③交流販売湯含む、④広場。促進施設三棟、⑤農産物加工施設一棟、⑥配送施設一棟、⑦かん木回廊足元、民間の活力が発揮されるよう民間団体等に施設を貸し付けることができる」とし、貸付料は「無償又は時価より低い価格」とした。

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は育児・介護休業法の一部改正に伴い、介護休業の対象家族の範囲などを改正。職員の育児休業等に関する条例の一部改正は臨時職員についても特別の事情がある場合、育児休暇の期間を満二歳まで延長する。

村税条例の一部改正は地方税制改正に伴い、控除対象配偶者を「同一生計配偶者」に改める。国民健康保険税条例の一部改正は、三十年度の



弥彦村12月定例会1日目本会議

鯨雑炊 妻有そば

そば 割烹

三条市居島三十四 番三十四二二四

その他は新潟市と弥彦村との境界変更の申請と、字の変更、村道の認定。境界変更の申請と字の変更は、上東地区の県営経営体育成基盤整備事業に伴うもので、村道は農村環境改善センター隣に造成された住宅団地内の二路線を認定する。

最高のおもてなし 亭

料亭

TEL 32-0281(代)